

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）に関する地区懇談会における意見

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
1	計画全体	計画全体	県教育委員会のリーダーシップを期待する。	<p>青森県立高等学校教育改革推進計画は、社会の急速な変化や本県における生徒数の更なる減少が見込まれる中、生徒一人一人に生きる力をはじめとするこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人財を育成する高校教育を推進するため、策定するものです。</p> <p>この考え方を踏まえ、県民の皆様から御意見をいただきながら、実施計画の策定等に取り組むこととしています。</p>
2			生徒のことを第一に考え慎重に検討してほしい。	
3			単純に高校の統合を目標とするのではなく、子どもたちを中心に据えて周囲の大人が支えていくという考え方を基本に検討を進めていただきたい。	
4			新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化等が叫ばれている中、県立高校教育改革にも新型コロナウイルス感染症による経験が反映されるべきと考える。	
5			県では将来の人口を72万人で安定させるための施策に取り組んでおり、高校再編のゴールもそれに合わせる必要がある。短期計画のほか、長期的な視点に立って72万人時代の高校配置がどのような姿になるのかを示した方が県民の理解が深まるのではないかと。	
6	各高等学校の特色を生かした人財の育成	地域の人財育成	生徒数の多寡の観点のみではなく、人材育成の達成に向けた考え方を忘れないでほしい。	<p>基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人財の育成」に示したように、全ての高校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしなが、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人財の育成に取り組むこととしています。</p>
7			オール青森の視点を重視すると地域の要望がかき消されてしまうのではないかと懸念している。地域の要望を反映してほしい。	<p>今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒がそれぞれの志に応じ、高校を選択できるよう、充実した教育環境を整備する必要があります。</p> <p>一方、生徒の通学環境や地域における高校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があります。</p> <p>この二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組むこととしています。</p> <p>なお、多様な価値観を有する他者と協働して課題の解決に取り組むこと等を通して、生徒一人一人に生きる力、夢や志を持ち高い目標に向かって果敢にチャレンジする逞しい心、郷土に誇りを抱き、青森県の未来を力強く支えようとする心を育むことが、それぞれの地域を支える人財の育成、ひいては地域の活性化につながるものと考えます。</p> <p>また、高校生の郷土を愛する心を育むため、生徒が自らの住む地域について学習する「高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業」を令和2年度から実施するなど、取組を進めているところです。</p>
8			地域の願いを十分に汲み取った基本方針としてほしい。	
9			地域の意見をより取り入れてほしい。	
10			各地域の実情への配慮を重視してほしい。	
11			新しい生活に適した学校になることを期待する。地域の子どもたちが切り捨てられることがないようにしてほしい。	
12			若年人口が減り学校を減らした場合、この先学校がなくなってしまう地域が増え、地域力が低下し、県全体の力の低下に繋がる。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
13	各高等学校における教育環境の充実	全ての高校に共通して求められる教育環境	<p>中学校卒業予定者数が減少している現状を考慮すると、子どもたちの適正な教育環境を整えていく必要がある。</p>	<p>基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、高校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが重要です。</p> <p>このため、生徒数が減少していく中であっても、全ての高校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備することとしています。</p>
14		<p>今後も将来の本県高校生の教育環境の充実に向け取り組んでいきたい。</p>		
15	重点校・拠点校	<p>重点校・拠点校という考え方は学校のランク付けのように感じる人もいるのではないかと。これまでも農業高校同士の合同研究など連携した取組が行われてきているにもかかわらず、改めて「重点校・拠点校」といった名前を付すことで差別の意識を生むことにつながるのではないかと。</p>	<p>基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、生徒数が減少していく中であっても、全ての高校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備することとしています。</p> <p>加えて、生徒数の大幅な減少が見込まれる中、全ての高校の学級数を一律に減らした場合、従来の充実した教育活動を継続することが難しくなることも懸念されるため、一定の規模を持つ高校を重点校及び拠点校として配置することとしています。</p> <p>重点校・拠点校は、中核となって特色ある教育活動等に取り組むとともに、その教育活動への各高校の生徒の参加や、指導法や学習成果の共有等により各高校が連携し、本県高校教育の質の確保・向上を図るものです。</p> <p>第2期実施計画における重点校及び拠点校の配置については、今後各地区で開催する地区意見交換会において御意見を伺いながら、県教育委員会で検討していくこととしています。</p>	
16		<p>学級減により重点校としての役割を果たしていけないなどの理由から重点校の指定が外れ、地区から重点校がなくなるということを危惧している。</p>		

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
17	各学科の充実	職業教育を主とする専門学科	県の将来構想を見据えながら、専門高校における特色ある教育科目等の設定や学校規模等の再検討が必要と考える。	基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、職業教育を主とする専門学科においては、職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力、高校卒業後も学び続ける態度を育むこととしています。 また、高校段階で身に付けるべき学力の確実な習得や専門的な資格取得を目指した教育活動等、大学との接続を視野に入れた取組を進めるとともに、地域、企業、他の学校との連携等を推進することとしています。 なお、社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、引き続き地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討していきます。
18		福祉科	私立高校との棲み分けは必要になると思うが、高齢化だけでなく少子化も見据えて、保育、医療、看護等の人材育成に取り組むため福祉科を設置してはどうか。	基本方針では、県立高校で設置していない情報及び福祉に関する学科については、生徒数が減少する中において、中学生のニーズ、就業状況等を踏まえ、専門学科としての設置の必要性を検討することとしています。 なお、令和元年度に実施した「高等学校教育に関する意識調査」では、「中学生の進学したい学科」における福祉科の割合は0.8%となっています。
19	学校規模の標準	学校規模の標準	スケールメリットを追求するのではなく、少人数で手厚い教育・内容の充実という視点を持って全体像を見直してほしい。	小規模校においては、生徒に対しきめ細かな指導がしやすい等のメリットがあることは認識しています。一方、一定の学校規模を有する高校においては、生徒の幅広いニーズに対応できる科目の開設や部活動の設置が可能となり、生徒の多様な進路志望の実現や活力ある教育活動につながるものと考えています。 令和2年度の開設科目の状況として、1学級規模の高校では、地理歴史・公民科を平均5.0科目、理科を平均5.0科目開設しているのに対し、4～5学級規模の高校では、地理歴史・公民科を平均7.5科目、理科を平均8.5科目開設しています。また、部活動に関して、1学級規模の高校では、運動部を平均5.5部、文化部を平均4.0部設置していますが、4～5学級規模の高校では、運動部を平均13.5部、文化部を平均10.0部設置しています。 このように、生徒数が減少していく中であっても、各高校において生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。
20			生徒数の減少によりすぐに募集停止するのではなく、小規模校が普通に存在するといった視点で教育改革を進めてほしい。	
21			小規模校を閉校ではなく、存続することを前提に教育改革を進めてもらいたい。	
22			生徒の学びのためにはある程度の学校規模が必要だとは思いますが、学校ごとに役割があると思う。小規模校は多様な生徒の育成に役立つと思う。	
23			生徒数の減少が著しい地区においては、県立高校が現在の規模を維持していくのは難しいのではないかと。県教育委員会や高校に頑張ってもらいたい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
24	計画的な学校配置	学校配置の考え方	自身の希望により地区外や県外の高校に進学する生徒もいるとは思いますが、地区内の中学校卒業生数と県立高校の募集人員を比較し、地区内の中学生を地区内の高校で受け入れられるようにしていく必要がある。	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、計画的な学校配置に当たっては、6地区ごとに、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高校、選抜性の高い大学への進学に対応する高校、実践的な職業教育に対応する高校等、それぞれの役割を担う高校を配置し、中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保することとしています。</p> <p>各地区の学科構成については、引き続き、中学生のニーズ等を踏まえるとともに、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を十分考慮し、中学生がそれぞれの志に応じて学科等を選択できるよう整備していきます。</p> <p>また、学校配置の考え方として、学校規模の標準を踏まえ、引き続き、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら統合等を含む計画的な学校配置を進めることや、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討していきます。</p> <p>なお、私立高校は、それぞれの建学の精神に基づき、特色ある教育活動に取り組み、本県の教育において大変大きな役割を果たしているところであり、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。」と規定されています。これらのことを踏まえ、県立高校と私立高校の募集人員等については、双方の共通理解に努めているところです。</p>
25			入学者数の減少により、高校の統合の可能性があるため、子どもたちが高校を選択できずに他地区に流出することが問題である。	
26			多様化した生徒に対応するためには、多様化した高校があっても良いのではないかと。	
27			地域の思いもあるかと思うが、何度も統合を行うことにならないよう、安定した教育環境にするため思い切った統合や学校配置があっても良いと思う。	
28			予算も人（教員、生徒）も限られた条件の中でより良い教育環境を作っていかなければならないことから、基本方針に従い必要に応じて統廃合を進められれば良い。	
29			今年度から私立高校の授業料が実質無償化となり、高校を選ぶ際の垣根がなくなってきたように感じる。学費の壁がなくなった今、私立高校も進路の選択肢になると思われるが、私立高校がない地域であっても教育を受ける機会を確保できるようにするというのが県立高校の役割であり、私立高校も踏まえた上で計画を策定するという観点も必要である。	
30	私立高校との教育バランスを保つことが大切である。			

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
31	高等学校教育を受ける機会 の確保	通学環境への配慮	遠距離の高校へ通学する経済的・時間的な負担が大きいと思う。この点を踏まえ、少額でもかまわないので、奨学金の貸与を要件としない幅広い対象者に対する補助があれば、より進路選択の幅が広がると考える。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、計画的な学校規模・配置に当たっては、中学生の進路の選択肢の確保や通学環境への配慮などの「高等学校教育を受ける機会の確保」を考慮することとしています。 県教育委員会では、通学費等の負担軽減を図るため、（公財）青森県育英奨学会と連携し、高校奨学金の奨学生のうち、一定の要件を満たす者の通学費及び下宿費の一部について、奨学金の返還を免除する制度を今年度から新たに創設し支援を行っています。 また、授業料以外の教育費負担の軽減策として、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯等に青森県国公立高校生等奨学のための給付金を給付しています。
32			通学環境に配慮が必要な点を踏まえて改革を進めてほしい。	
33			通学費免除や宿舍等、地元の子どものための対策を望む。	
34	学校規模の標準	1学級の定員	基本方針では、1学年当たり4学級、1学級の定員は40人を標準として示しているが、40人は多いのではないかと考えている。新型コロナウイルス感染症への対応が必要となるが、少人数学級であれば、密の回避につながるのではないかと考える。高校においても少人数学級編制を軸とすることが必要ではないかと考える。	全日制課程または定時制課程における1学級の生徒数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において、40人を標準とし、また、教職員の定数は募集人員によることとしています。 そのため、1学級当たりの人数を引き下げた場合、1学級当たり40人の高校と比べ、学級数は同じでも教職員定数が少なくなることから、生徒の多様な進路志望に対応した教科・科目の開設が難しくなるなどの課題があるものと認識しています。 このようなことから、1学級の定員については現行の考え方を基本とするとともに、教職員配置の充実については、引き続き、国に対して働きかけていきます。 なお、これまで農業高校、工業高校、水産高校及び一部の小規模校において1学級の定員を35人とする学級編制の弾力化を実施してきたところです。
35			県として、人口減少における学校の在り方は重要な課題と思う。法律の壁はあるが、少人数学級の実現を目指してほしい。	
36			1学級の定員を30人にするなど、学級の規模を見直す取組を行ってほしい。社会で力を発揮していくためには、リーダーを担う機会の多い少人数学級は有利である。少子化も進んでいるため、1学級の定員を減らし、学校数や学級数の規模を維持する方向で考えてもらいたい。	
37			国への要望や県独自の取組により、1学級の定員を40人から20人へ減らしてほしい。	
38			30人学級の実現に向け、教員を増やせるよう国に働きかけてもらいたい。小規模校のような生徒が余裕を持って学べる学校も維持できると良いと思う。	
39	1学級の生徒数を減らす努力をしてほしい。			

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
40	学校配置の考え方	地域校への対応	新型コロナウイルス感染症の影響から中学校の保護者は経済的に厳しく、高校進学すら危ぶまれる状況であることや、地域校が募集停止となった場合、早朝からの電車通学を強いられることを踏まえ、地域校の「2年連続20人未満」の基準を3年もしくは4年に延長していただきたい。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、中学校卒業後のほぼ全ての者が高校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高校に進学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮するため、地域校を配置することとしています。 地域校については、小規模校ならではの特色ある教育活動を行うことが期待できる一方、生徒数が少ない状況では、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題も考えられ、このような状況が長期間継続されることによる影響も懸念されることです。 このため、1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、当該高校の所在する市町村等と協議することとしており、その際、通学が困難となる地域の生徒の通学についても、対応を検討することとしています。
41			地域校の募集停止期間が短すぎる。小規模校ならではの取組や特色を考慮してほしい。	
42			地域校はできるだけ残してほしい。1学級規模の地域校でも、オンライン授業ができれば開設科目が多くなるのではないか。今後はますます教室での授業以外の授業が増えるのではないか。	
43			保護者の立場としては、地域校の募集停止の時期が明確になったことは良かった。	
44			地域校が既に3校募集停止になっていることに驚いている。地域校が存続していくためには、学校と市町村が連携できるような県としてサポートしていく必要があるのではないか。その旨基本方針に盛り込むべき。	
45	計画的な学校配置に向けた取組	地区意見交換会の委員構成	第1期実施計画の策定に向けた地区意見交換会の委員について、地元の産業界関係者が少なかったように感じる。今後開催する地区意見交換会では、この点を考慮した委員構成としていただきたい。	第1期実施計画策定に向けた地区意見交換会では、市町村教育委員会、小・中学校長会等の教育関係者、PTA関係者、産業界関係者等を委員として委嘱するとともに、県立学校長をオブザーバーとして教育環境の充実に向けた計画的な学校配置の検討を行いました。 第2期実施計画策定に向けた地区意見交換会では、地区懇談会等の御意見を踏まえ、委員構成について検討します。
46			地区意見交換会の委員構成として、市町村教育委員会教育長など義務教育に関する委員が多いように感じる。地域の事情については高校の校長が詳しいと思うので、地元で生まれ育ち、地元の高校に勤務経験のある方を委員に加えるべきである。	
47			地区意見交換会の委員には高校関係者も入れてほしい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
48	魅力づくり全体		各校の魅力化のサポートをお願いしたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」に示したように、学校・学科や学校規模・配置の方向性を踏まえながら、生徒が活力に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高校づくりに向け、学校・家庭・地域等との連携を推進するとともに、教育活動の充実を図ることとしています。
49			学力向上も大事であるが、一時的に県外に出ても、将来、地元に戻って来られるような魅力ある青森県、魅力ある高校づくりをお願いしたい。	
50	魅力ある高等学校づくり	学校・家庭・地域等との連携の推進	学級数や教員数のバランスが難しいと考えるが、工業と商業、または水産、農業の連携等も選択肢の一つではないか。	第1期実施計画においては、農業科・工業科・商業科の拠点校を計6校配置し、それぞれが中核的な役割を果たしながら、周辺の高校と連携した取組を展開しています。 また、重点校・拠点校の取組の更なる充実等を目的として「重点校・拠点校連絡協議会」を開催するなど、各校の取組事例やその課題等について情報共有を図っているところです。 今後は、各校において更に取組を充実させるとともに、高校間の情報共有を進め、工業科と商業科等、異なる専門学科を有する高校が連携した取組の展開等も視野に、より魅力ある高校づくりに努めていきます。
51			幼・保、小、中連携とつながりを念頭に「教育」を進めている市町村と県との協力を更にお願したい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、高校間の連携だけでなく、小学校・中学校、特別支援学校、大学、家庭・地域等と連携し、生徒が活力に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高校づくりに取り組むこととしています。
52			今後は、幼小中高が連携し、グローバルな視点でしっかりと子どもを育てていく体制を構築していく必要がある。	
53			生徒数の減少はやむを得ないが、特色ある高校づくりを目指して地域との連携をしっかりと進めてほしい。	
54			特別なニーズを持つ生徒は、定時制課程に限らず全日制課程の高校にも在籍している状況にあり、全日制課程の高校においてもしっかりとケアする方針・体制を整えていただきたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、各高校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進することとしています。

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
55		ICTの活用	小・中学校では、GIGAスクール構想に基づいた環境整備が進められる予定である。高校でもICT活用の充実が実現できるような環境整備を望む。	<p>文部科学省では、令和4年度から学年進行で始まる高等学校新学習指導要領において、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記されています。</p> <p>また、国においては、GIGAスクール構想の実現を目指し、校内通信ネットワークの高速化等全国一律のICT環境整備を進めることとしており、本県においても県立高校の校内通信ネットワークの高速化や学習者用コンピュータの台数の増等、ICTを活用した学習環境の整備を進めています。</p>
56			ICTを活用した遠隔授業を実施することで経費的に削減することができるのではないかと。	
57	魅力ある高等学校づくり	全国からの生徒募集	青森県が全国からの生徒募集を行う場合、どのような教育理念で教育を行っていくのかをしっかりと定める必要がある。また、大都市圏から地方である青森県にどのように生徒を呼び込むのかという観点を持たなくてはならないのではないかと。	<p>全国からの生徒募集については、地区懇談会やパブリック・コメント等の意見を踏まえ、第2期実施計画の開始年度である令和5年度以降の導入を目指し検討を進めたいと考えています。</p> <p>検討に当たっては、県内の生徒の入試環境に影響がある可能性もあることから、導入方法や対象校などについては、今後も地区意見交換会などを活用し、県民の皆様の御意見を伺いながら進めたいと考えています。</p>
58			全国からの生徒募集の導入によって学校の魅力化が図られるとともに、青森の資源を生かして多様な生徒が集まる高校づくりが進むことを期待している。	
59			全国からの生徒募集の導入に当たっては、生徒の体調管理などに重要となる住環境の充実という視点を踏まえてもらいたい。	
60			全国からの生徒募集は良い制度だと思う。	
61			島根県の隠岐島前高校のように全国から生徒を集めるためには、地域と連携した特色ある教育活動を進める必要があると思う。「地域と連携した特色ある学校で全国からの生徒募集を導入する」といった前向きな考え方を基本方針に盛り込んでいただきたい。	
62			全国からの生徒募集については、宿舎等が必要と考える。単に生徒数を増やすことを目的として実施すれば、うまくいかないと思う。	
63			全国からの生徒募集について、岩手県において潜水土を育てる全国的にも特色のある学科で実施しており、寮を整備するなど手厚い対応をしている。全国からの生徒募集を導入する場合は、普通高校よりも職業高校が良いと考える。例えば、農業高校に全国からの生徒募集を導入し、本県の農業教育の魅力を発信できれば良いのではないかと。	
64			全国からの生徒募集を考えるのであれば、本県は農業が基幹産業であるため、農業を目指す環境の向上を図るよう努めていただきたい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
65	魅力ある高等学校づくり	全国からの生徒募集	全国からの生徒募集を進めていただきたい。	
66			全国からの生徒募集について、特色ある学校づくりとして面白いアイデアだと思うので具体案を早めに提示していただきたい。	
67			全国からの生徒募集の導入について、国際化やIターンが活発になっていることなど、国や地域の境界が曖昧になりつつある昨今、時代の流れとしては検討の余地があるものとするが、地域校の入学人数の確保等、小規模校の存続の手段ではなく、あくまでも県立高校に入学する生徒にとってプラスになるような制度になってほしい。	
68			全国からの生徒募集について、地域校のような郡部の学校に導入し、落ち着いて学習できる環境をアピールしていくことが考えられる。	
69			全国からの生徒募集の導入により全国の力が生かされればよい。	
70			全国からの生徒募集について、本県で学びたい他県の中学生向けのホームページを県教育委員会で作成してほしい。また、県外に住む中学生を持つ世代の青森県出身者にどのように宣伝していくか検討してほしい。	
71			県外から生徒を受け入れる場合の様々な支援策も必要と思うので、市町村の意見を重視すべきと考える。	
72			全国からの生徒募集は良いアイデアだと思う。他県には、鉄道や漁業等に特化している学校や、地方でのびのび学べる学校等があったように思う。部活動で生徒が集まる学校や、県独自の特色ある学校であれば、全国から生徒を募集しても集まると思う。	
73			学科やコースの設置による具体的な特色化が進められることにより、県内外の生徒の入学につながると思うので検討していただきたい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
74	実施計画策定に向けた取組	県民への説明の機会	令和3年度の第2期実施計画（案）に関する地区懇談会では、土日開催するなど保護者や地域の方々に広く参加してもらえるような方策を検討していただきたい。	今般の地区懇談会については、6地区中4地区において土曜日・日曜日に開催したところですが、また、開催に当たり、全ての市町村、市町村教育委員会、小・中・高校・特別支援学校等に対し、開催案内を送付するとともに、青森県高等学校PTA連合会や青森県PTA連合会に周知を依頼しました。さらに新聞広告やホームページ、Facebookを利用した広報活動や報道機関に対する報道依頼など様々な広報媒体の活用に努めたところです。
75		情報提供	地区懇談会の参加者数が少ないため、もう少し早く開催日程を周知し幅広く意見を伺う機会としていただきたい。	
76		情報提供	今後の統合や改編について、地域との連携等を踏まえ、早めに周知しながら検討していくと良い。	
77	その他	9月入学	基本方針において、9月入学について研究・検討する旨の記載はしないのか。世界的に見ると9月入学の国がほとんどのようであり、国が導入しないからと言って、県教育委員会が検討を全くしないというのはいかがなものかとの思いはある。	新型コロナウイルス感染症により学校の休校が長期化したことを受け、国において9月入学の導入について検討していたところですが、様々な課題があることから早期導入については見送りとなり国において引き続き検討していくこととしています。 高校への入学時期については、卒業後の進学や就職の時期にも影響するため、基本的に全国一律の対応が望ましいと考えます。 このことを踏まえ、国の対応について注視していきます。
78		施設の利活用	高校再編だけでなく、廃校となった高校のその後についても同時に考えてほしい。	県立高校の閉校後の校舎等の利活用については、「青森県公共建築物利活用方針」に基づき、まず、県全体で検討を行うこととし、県が利活用しない場合には、当該高校が所在する市町村に対し、利活用が可能かどうか照会することとしています。市町村においても利活用が見込まれない場合には、民間企業等への売却を進めることとなります。 なお、利活用の検討時期については、募集停止となる高校に在籍する生徒の教育活動を充実させ、安心して卒業できるように支援していくことを第一に考え、これまで募集停止となった年度以降としてきたところです。
79		部活動	高校を選ぶのに部活動もポイントとなるため、学校ごとの特色ある部活動の推進をお願いしたい。	部活動の設置については、生徒のニーズ等を踏まえながら各校において対応しているものです。なお、多様な部活動の選択肢を確保するためにも、一定の学校規模を維持することが必要と考えております。
80		五戸高校	五戸町内の生徒が歩いて通える範囲にある五戸高校の復活について検討していただきたい。	県教育委員会では、これまで、中学校卒業予定者数の減少に対応し、高校教育を受ける機会を確保するとともに充実した教育環境を整備するため、第1期実施計画により、学級減や統合等に取り組んできました。 五戸高校については、三八地区全体で5学級の減が見込まれる中、学級減のみで対応した場合、各高校の小規模化が進むことや、三戸郡の中学生等に対する充実した教育環境の質の維持が難しくなることから、第1期実施計画（案）では、八戸西高校と統合することとしたものです。しかし、五戸町から、五戸高校存続のため設置主体を含め、あらゆる検討を行うための時間を求める要望があったことを重く受け止め、第1期実施計画（案）を修正し、五戸高校については、県立高校として令和2年度に募集停止する予定とし、同校の設置主体の変更等については、その状況に応じて適切に対応することとしました。 その後、平成30年3月に五戸町において、町立化等を含めた五戸高校の設置主体変更について断念したことを踏まえ、令和2年度に募集停止したところです。